

事業再生ADR利用のすすめ

北野知広
Tomohiro KitanoPROFILEはこちら 

1 はじめに～再生局面の増加の予想～

内閣府は5月13日に、3月の景気動向指数からみた国内景気の基調判断を6年2カ月ぶりに「悪化」に引き下げました。「悪化」の定義は「景気後退の可能性が高いことを示す。」ということであり、実際、東京地方裁判所における民事再生の事件数は今年に入って増加傾向にあるとの話を耳にします。

また、政府は5月24日、月例経済報告を発表し、国内景気の総括判断を下方修正しました。中国経済の減速などの影響を受けたものですが、このような経済動向が続けば、窮境に陥る企業が増加するかもしれません。また、市場縮小により商圏の奪い合いや業際の撤廃が求められる局面も生じるかもしれません。隆々とした企業にとっても、売上維持や商いの効率化のために、再生企業のスポンサーになることが求められる局面も増えるものと思われます。

そこで、本稿では、事業再生ADRのあまり知られていない一面(意外な一面や使い勝手の良い利用方法など)をご紹介しつつ、窮境にある企業、金融債権者及び再生企業のスポンサーなどの各種ステークホルダーにとって、事業再生ADRの早期利用が事業の再生にとって有用であることをお伝えしたいと思います。

2 事業再生ADRとは

事業再生ADRは、過剰債務に悩む企業の再生のための準則型私的整理手続の1つとして、一般社団法人事業再生実務家協会(以下「JATP」といいます。)が主宰する手続です¹。

1: 詳細はJATPのHPご参照(<http://www.turnaround.jp/adr/index.php>)

2: 所定の要件を充たす事業再生に精通した弁護士及び公認会計士が選定されるのが一般的

3: ただし、上場会社の場合、所定の重要事項開示は必要

公正中立な第三者(JATPが選定する手続実施者²)の関与のもと、債務者企業が対象債権者(対象債権は原則として金融債権のみ)との間で債務の弁済について協議し、対象債権者との合意に基づき債務の弁済猶予(リスケ)又は減免(カット)等を得ることにより、経営困難な状況にある企業を再建するための手続です。

原則として非公開の手続であり³、また、商取引債権は保護されますので、法的手続に比べて事業価値の毀損を防ぐことが可能となります。これにより金融債権の弁済の極大化につながりますし、スポンサー企業としても事業価値を毀損することなく事業を承継することが可能となりますので、事業再生ADRは再生手続の有力な候補と位置付けられます。債務者企業としても、取引先にご迷惑をおかけすることなく非公開のままを進めることが可能となりますので、民事再生や会社更生といった法的手続よりも利用のハードルは低い制度といえます。

3 リスケのみの事業再生ADRも相当数存在します

金融債務のカットが発生しない場合、準則型の私的整理手続を利用せず、債務者企業と金融債権者とが金融債務の返済方法について任意に協議を行うこと(いわゆる純粋私的整理)が実務上は多数見受けられます。その上で、いよいよ金融債務のカットを求めざるを得ない事態となった場合に、金融機関に無税償却が認められるなど、税務上の処理が明確な準則型私的整理手続を利用するという流れが、準則型私

的整理手続の利用に至る典型例の1つかと思われます。

しかし、実際には、債務のカットを求めないリスクのみの案件でも、相当数の案件において事業再生ADRが利用されています。そのような案件では、公正中立な第三者が主宰する手続にのせて議論の場を設けることで金融機関の足並みを揃えるといったようなことから、事業再生ADRが利用されるようです。

金融債権者にとっても、公正中立な第三者の関与により透明性をもって安心して協議ができる、債権者間の平等・衡平が確保されるというメリットがあるかと思えます。特に、スポンサー選定過程の透明性を確保する必要がある案件では事業再生ADRの早期利用が有用です。事業再生ADRの中で手続実施者がスポンサーの選定過程を確認することによって、選定手続の適正が担保されます。また、事業再生ADRは比較的速やかな手続進行が予定されており、円滑・迅速な再生が見込めることも関係者にとってのメリットかと思われます。

このように、公正中立な第三者が主宰する手続にのせて議論の場を設けることが望ましい案件(何らかの理由で、債務者企業と金融債権者のみで協議を進めるのは難しい案件)や、透明性を確保するニーズがある案件、円滑・迅速な手続遂行が求められる案件においては、リスク案件であっても事業再生ADRの利用が有用かと思われます。

4 不適切会計案件でも利用されています

事業再生ADRは公正中立な第三者が主宰する準則型手続であるため、粉飾決算等の不適切会計があった事案では利用できないのではないかとも思われがちですが、そのようなことはありません。相当数の案件が正式に受理され、事業再生計画案の可決を経て再生に至っていることが報告されています。

不適切会計自体は許されるものではありませんが、不適切会計があったことの一事のみをもって有用な事業価値を有する事業の再建が阻まれることも相当ではありません。

不適切会計が存在する案件においては、債務者企業が金

融債権者からの信頼を失い純粋私的整理での協議が難しかったり、粉飾の事態発覚により混乱が生じている(金融債権者の足並みが揃わない)といった場合があり、これらの対策として、公正中立な第三者が主宰する手続にのせて議論の場を設けることが必要な場合があり、むしろそのような難しい案件こそ、事業再生に専門性を有する弁護士や公認会計士が公正中立な手続実施者として関与する事業再生ADRの利用が有用であるように思われます。

5 債権者の取扱いに柔軟性もあります

事業再生ADRなどの私的整理手続は原則として金融債権者のみを対象とした手続であり、取引債権者は手続には関与せず、債務の減免を受けることも基本的には想定されていません。しかし、大口取引先の債務についてもリスクまたはカットを求めなければ再建できない事例においては、取引先にも事業再生ADRに参加してもらい、リスクまたはカットを依頼している例が報告されています。あるいは、事業再生ADRには参加しないものの、事業再生ADRの手続外で、事業再生ADRと並行して任意に債務調整を行ったケースがあることなども報告されており、比較的柔軟な手続進行が許容されると見受けられます。このあたりも、事業再生ADRの使い勝手のよい一面かと思えます。

6 プレDIPファイナンスが利用できます

事業再生ADR手続中になされた新規の借入については、債権者会議で優先的取扱いの同意を得ることによって、万が一事業再生ADRが頓挫して会社更生手続や民事再生手続に移行した場合に、優先的な取扱いを受けられるという制度があります。

このような事業再生ADR手続中になされた優先的取扱いを受けられる新規融資を「プレDIPファイナンス」と呼んでいます。このような優先的取扱いが制度として設けられているのは事業再生ADRだけです。

例えば、メインバンクが再建に有用な新規事業をスタートす

るための資金を融資してあげたいが、融資先の債務者企業は窮境にあり、新規融資金の回収可能性や他行の動向が気になるといった場合、事業再生ADRを利用して優先性を確保した新規融資を実行し、債務者企業の再建に協力するというような取り組みが考えられます。

7 経営者保証ガイドラインの一体利用が可能です

中小企業の場合、代表取締役等の保証債務の処理も気になるところです。

この点、事業再生ADRにおいては、保証人の保証債務について経営者保証ガイドラインを用いた処理を企業の再建手続と同時並行で進めることができることになっています。

これにより、代表取締役等の保証人においても、保証債務の適切な処理が見込めるとともに(一定の残存資産を除き、保有財産を用いて対象債権者に適切に保証履行した上で、

残存する保証債務については免除を受けることなどが想定されます。)金融機関にとっても保証債務の処理を速やかに実行できるというメリットがあります。もし保証債務について同時に処理ができない場合、別途に保証債務の処理のための協議等を行うこととなりますが、これには相当の時間を要することとなり、金融機関にとっても負担が大きいところです。

8 最後に

本稿では紹介しきれなかったものも含め、事業再生ADRには意外な一面や使い勝手の良い面が多々あります。事業再生の有益な手法として、皆様のメニューに加えていただければと思います。

事業再生ADRについては、遠慮なく当職(北野: kitano@ohebash.com)までお問い合わせください。複数の事案の経験をもとに、適切なサポートをいたします。